

明監報第5号

財政援助団体等監査（明石市立少年自然の家指定管理者）結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)3月24日

明石市監査委員	林	郁	朗	
同	星	川	啓	明
同	辰	巳	浩	司
同	寺	井	吉	広

財政援助団体等監査（明石市立少年自然の家指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
株式会社小学館集英社 プロダクション	明石市立少年自然の家	教育委員会事務局 青少年教育課

II 監査の期間

平成27年1月6日から平成27年3月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 明石市立少年自然の家

(1) 指定管理者 株式会社小学館集英社プロダクション

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 明石市立少年自然の家条例第3条に規定する業務
- ② 明石市立少年自然の家の利用及びその制限に関すること
- ③ 明石市立少年自然の家の使用料の徴収及び還付に関する業務
- ④ 明石市立少年自然の家の維持管理に関する業務
- ⑤ 明石市教育委員会が定める業務

(3) 平成25年度指定管理料 79,945,000円

(4) 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行

っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。